

因としては、内分泌の変化、子宮の収縮、母乳の生成、次の出産ができるようになる状態に戻る事(月経がくる)など劇的な生物学的な変化が起こり、同時に数時間おきの授乳、おむつ替えといった身体的負担、家で過ごす時間の長さ、家族への気遣いなどの心理的負担も相当のものであること、また産後1ヶ月は精神状態にも注意が必要であるとする(尾鷲,2009)。

産後を含めた周産期の母親の精神障害については吉田(2000)に詳しいのでそちらを参照されたい。そこではマタニティブルーズ、産後うつ病、産後精神病について、定義、発症頻度、原因・要因、治療などが事例をまじえて紹介されている。

産後うつ病は、出産後数週から、数ヶ月以内に出現するが、早期の発症も報告されているという。発症頻度は10%から20%である。特徴的な訴えとしては「赤ちゃんの具合が悪い」「母乳の飲みが悪い」など子どもに関するもの、また「自分の赤ちゃんに対する愛情が実感できない」「自分は母親としての資格がない」「十分に赤ちゃんの世話ができない」など母親としての自責感や自己評価の低下を訴えるものがある。重症例では「赤ちゃんが病気になっている。死んでしまう」という妄想に至るものもある。さらに極端な例として嬰兒殺や母子心中の考えにおよぶこともある。

田口(2008)は「産後うつ病の発症は、出産・育児を伴う身体的・心理的ストレスや性格といった母親側の要因だけでなく、子の健康問題、夫婦関係、家族状況など様々な心理社会的要因が関与することが知られている」とする。「健康な母親にとっても乳児期の

育児はストレスが大きい、うつ病に罹患すると家事・育児が思うようにできなくなるためにその負担が一層強く感じられ、母親の不安や罪悪感が深くなる。それによってさらにうつ状態が悪化するという悪循環になり、産後うつ病の母親では子に対する愛着形成や母子相互作用が障害されやすことが、いくつかの研究によって明らかにされている」としている。

産後精神病は、出産後2週間以内の早期に比較的急激に発症し、頻度は1000回の出産で1、2回、症状としては不眠や焦燥を訴えた後に幻覚、妄想、精神病状態が急に出現することが多い、感情が不安定で、抑うつあるいは躁状態を示すことが病像の特徴の一つであるという。加えて興奮、せん妄、あるいは混乱状態も見られる。疲弊した状態で妊娠、出産、結婚生活に直接関連した内容の幻覚(「嘔気を催すような臭気や血液の臭いがする」)、妄想(「赤ちゃんが自分の子ではない」「すり替えられている」「夫や家族が私に悪意を持っている」「夫が浮気をしている」)などを訴えることが比較的多いという。また特徴的なこととして、抑うつ、躁などの感情障害と同時に、それらに調和しない内容の幻覚妄想が併存することが多い。通常本人の日常生活の機能が保てなくなり、育児もできなくなる(吉田,2000)。

吉田(2006)は、乳児に対する母親の研究を行い、うつ病群の母親と非うつ病群の母親に分け、乳児に対する感情を比較したところ、否定的感情、攻撃性などでうつ病群の方が高くなっていた。また産後うつ病の影響による子どもと母親のボンディング障害について検討している。吉田(2008)は、精

神疾患を抱える母親の子どもの養育態度について検討しているが、うつ病の母親は統合失調症の母親と比較して子どもへの攻撃性が向きやすいことを明らかにしている。このような子どもへの陰性感情については、市川（1977）の嬰兒殺の症例でも考察されている。

産後うつ病による虐待死については中田（1969）や、安田ら（1985）において紹介されている。

現在、母子保健の分野では、「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援訪問事業」が行われ、精神疾患の予防的な育児支援マニュアルも出版され（吉田ら,2005）、産後うつ病のスクリーニングなどさまざまな取り組み、またその報告もなされている（大場,2009；佐藤,2009；小林,2009；本間,2009；上別府ら,2010；栗原ら,2010 など）。

#### ⑤ その他の精神保健上の問題

ここまでうつ病、産後の精神疾患について触れてきたが、それ以外にも他の精神疾患が虐待死に影響を与えた症例・事例の報告は多い。今回は簡単に他の疾患の報告についても紹介する。

統合失調症の犯罪もまた重要な司法精神医学上の問題であるとされる。精神病症状により、虐待死が起こるケースも存在する。うつ病による虐待死でもみられたが、統合失調症などの場合にも、子どもが母親の妄想に組み込まれている場合に虐待死が起きる可能性があるという指摘がある。例えば、滝口ら（1991）は、実の娘の身体に子どもが宿ったという「幼児奇胎妄想」が出現したことにより実子を殺害したという症例を報告している。

影山（2000）は、てんかん者の子殺し事例の鑑定において、てんかんには

発作以外にも、もうろう状態、うつ状態や分裂病類似の精神病状態、神経症状態、感情・気分障害、人格や知能障害などが合併することが少なくないとしている。報告された事例は、てんかんの合併症による精神症状が出たことで、虐待死に至ってしまったという事例である。

てんかんについては、稲村（1975）、新井（1985）の報告がある。稲村（1975）では、犯行後の記憶がない症例が示された。また「せっかん殺」について、一般に衝動性の性格や行動を特徴とし、そうした中にてんかんないし、その近縁の爆発性格や不機嫌発作が含まれるとしている。新井（1985）は、加害者が発作的に不安感を伴う怒り発作の状態に陥り、理非弁別の能力を欠いて殺害した症例を紹介している。てんかんについては、新しい薬の効果もあり、以前ほどの病気の影響はみられないとの報告もされている。

薬物・アルコールと虐待死の関係については、稲村（1975）がせっかん殺においてアルコールの問題を抱える保護者の問題を指摘しているが、これまで虐待死と関連した研究は少ない。第7次報告でも加害者がアルコール問題を有している件数は、あまりない。Reder,P. & Duncan,S.（1999）で紹介されているような薬物・アルコールの問題が我が国での虐待死にはあまり影響していないのか、またはとらえる枠組みの問題があるのか、今後検討が必要であろう。

脳器質性精神障害については、少数だが報告がある（苗村ら,1999；山内,2006）。苗村（1999）の高次脳機能障害の後遺症による事例は珍しいものである。

福島（1977）、稲村（1975）ではヒステリー、神経症性格についての報告がされている。福島（1977）は諸家の研究から、ヒステリー性もうろう状態での実子殺害を紹介している。視野狭窄症、感覚障害、ヒステリー球などのほか、発作性の幻覚、妄想、意識混濁などを認めたという。また「子殺しの親は一般的に未熟・依存性、ヒステリー性、神経症性の強いことは知られており」ともしている。

ここまで見てくると、やはり精神疾患について一貫した考察をしていくのは非常に難しいことがわかる。DSM など精神疾患の操作的診断基準が出てきてからもそうだが、時代により精神疾患が変遷していつているということの影響もあるだろう。

#### （4）まとめと今後の課題

今回の文献研究において明らかになったのは以下の点である。

- ・母親を主たる加害者とする児童の虐待死において、精神保健上の問題が関係するものには様々あるが、その中でも突発的な暴行による虐待死、「親子心中」の多くで精神疾患が関連する。
- ・母親を主たる加害者とする児童の虐待死において、精神疾患がどの程度関連しているかについては、研究によって様々であり、一致した数値、見解を得ることは難しい。その理由としては、研究方法、研究対象が様々であること。また後述するように精神疾患をとらえる枠組みを明確にし得ないということがあげられる。
- ・児童の虐待死に関連する精神保健上の問題の定義が定まっていない。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 7 次報告）」の「養育

者の精神的・心理的問題」においても、そのような傾向がみられる。

- ・児童の虐待死について、「親子心中」とそれ以外の虐待死の関係をさらに詳細に検討する必要がある。
- ・児童の虐待死を、虐待の態様、被害児の年齢別にとらえる視点をさらにすすめる、被害児の要因、加害者の要因、周囲の環境的・社会的要因をより詳細に分析をしていく必要がある。
- ・児童の虐待死を殺意という観点で考えた場合、傷害致死（身体的虐待）、保護責任者遺棄致死（ネグレクト）をどのようにとらえるかという問題がある。
- ・薬物・アルコール乱用と虐待死の関連についての報告はあまりされていなかった。

また今後の課題としては以下のようなことが考えられる。

- ・今回明らかになった問題をさらにすすめる、母親が主たる加害者である児童の虐待死に限らず、全ての虐待死について加害者の精神保健上の問題について検討すること。
- ・その際、傷害致死（身体的虐待）、保護責任者遺棄致死（ネグレクト）の発生機序、加害者の病理をどのようにとらえているかについて検討すること。
- ・司法、精神鑑定における責任能力鑑定と他の鑑定（訴訟能力、情状など）をいかに考えるかという点。すなわち治療可能性という観点も含め、虐待死事例において加害者の病理をいかに考えていくかということ。これについては、心神喪失者等医療観察法、裁判員裁判とも関連してくる問題であろう。

（相澤林太郎）

### 3. ネグレクトによる死亡

#### ① ネグレクトとは

前年度の虐待死に関する文献研究の中で報告できなかったものの一つに、ネグレクトによる死亡に関するものがある。そこで本節では、ネグレクト死に関する文献について検討するが、ネグレクトと一口に言ってもさまざまなものが含まれる。ちなみに厚生労働省が通知として出している「子ども虐待対応の手引き」(2009)は、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)第2条で示されるネグレクトについて、具体的な例として次のようなものを挙げている。

- ◆子どもの健康・安全への配慮を怠っている。例えば、
  - 1 家に閉じこめる(子どもの意思に反して学校等に登校させない)、
  - 2 重大な病気になっても病院に連れて行かない、
  - 3 幼児を家に残したまま度々外出する、
  - 4 幼児を車の中に放置するなど。
- ◆子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- ◆食事、衣服、住居などが極端に不適切で健康状態を損なうほどの無関心、怠慢など。例えば、
  - 1 適切な食事を与えない、
  - 2 下着など長期間ひどく不潔なままにする。
  - 3 極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ◆親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
- ◆子どもを遺棄する。
- ◆祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人がア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置

する。など

これらを念頭に<sup>7</sup>ネグレクト死に関する文献を収集したが、ネグレクトのすべてが死亡につながるわけではないということもあってのことか、文献は意外に少なかった。そこで本研究では、これらの文献を紹介することと併せ、厳密には文献研究と言えないことを承知で、おもに「保護責任者遺棄致死」として逮捕、起訴され裁判が行われた事例についての判例から、ネグレクトによる死亡についての特徴点などを検討する。

#### ② 先行研究の概要

まず最初に紹介するのは、救急医療を行う小児科医の立場からの論文で、児童虐待防止法制定以前に著された市川光太郎(1996)「突然死にみられた愛情剥奪症候群と思われる3例」である。本論考では、「突然死のなかには(中略)、その死因や背景を考察されず処理されている症例がかなりの数になるものと考えられる」「突然死によるODA(Dead on arrival)で搬入され、児童虐待を思わせる3例を経験したので、啓発の意味を含めて、症例の紹介を行い考察する」と述べられている。症例1は、生後4ヶ月の男児。母は警察による事情聴取で、「朝9時40分、こたつに寝かせ、パチンコに行った。帰ったのが17時30分で、こたつの中で死んでいた」と供述しているとのこと。症例2は、生後7ヶ月の女児で双胎第1子。重症仮死等で4ヶ月入院の経過があった。「いつものようにうつぶせで寝かせていた。10時過ぎまで泣いていたが、そのまま放置」「11時20分、(中略)無呼吸のため救急車要請」「13時死亡確認」という事例であった。本児は双子の妹と違って障害が残ると言われており、実際にも妹の倍以上の手がかかると感じていた母は、死

<sup>7</sup> ただし、本稿における検討では、児童虐待防止法が規定する「保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置」という部分については除外している。

亡宣告後、「今朝も泣いていたのは分かっていたのですが、面倒に感じて、泣かせばいいやと思って、見に行ってもやらなかったのです」と号泣したという。症例 3 は、3 ヶ月男児。しばらく不機嫌な状態が続き、発熱や哺乳力低下があったものの医療機関は受診せず、無呼吸を認めて救急車を要請したが心肺停止で死亡した。直接死因は全身粟粒結核及び肺粟粒結核による呼吸不全。この事例では、「(信仰による)父親の病気の未治療が招いた結果」だとされており、医療ネグレクトの範疇に入るといえよう。こうした症例をふまえ、市川は「虐待行為がきわめて幼弱な時期から始まった場合、突然死または乳児死亡という形で現れることも忘れてはいけない」と注意を喚起している。

\*

次に取り上げるのは、弁護士の立場からの論文で、キャプナ弁護団有志(2004)「児童虐待に対する刑事司法の現状とあるべき姿についての考察—2つのネグレクト死事件から見えてくるもの—」である。ただし、ここで紹介された事例のうち、A 事件とされているものは、後段で検討する判例の一つであり(事例③)、また B 事件についても、他の事例と比較検討するため本稿の当該箇所を要約し、参考例(事例⑩)として後段で取り上げる。そこで、事例の具体的な特徴などはそちらに譲ることとし、ここでは、筆者の主張などを中心に紹介したい。

本論考で強調されているのは、「単純に虐待行為や子どもの死傷という結果ばかり着目して、虐待親だけの責任として応報的に刑事罰を科すというだけでなく」「児童虐待事件については、その背景を明らかにすることによってはじめて、今後の対策を模索することが可能となる」という視点である。こうした視点がなぜ必要なのかを明確にするために選ばれたのが、ネグレクトによる死亡という 2 つの事例であった。というのも、この 2 つは「いずれも典型的なネグレクト死事件であり、虐待親自身が被虐待経験を有する点、虐待親自身が身動きが取れない状況に

なっていた点、虐待を取り巻く関係諸機関が虐待の存在に気づきながら子どもを救出することができなかった点など多くの共通点」を持つにもかかわらず、裁判の結果が対照的であったからであろう<sup>8</sup>。

考察では、「中には『刑事事件で、成育歴などを考慮するべきではない』とする裁判官もいる」と指摘しつつ、「特にネグレクト事件の場合、虐待親が関係諸機関に助けを求めることができない状況に陥ってしまっていることは、かかる事件に関わる者にとっては周知のことである」「2つの事件の被告人たちも、子ども時代に親の虐待やいじめなどから守ってもらえなかったつらい成育歴を背負っている」として、先の裁判官のような姿勢は「刑事司法の虐待事件に対する科学的理解の不足を如実に示すものである」と批判している。

なお、A 事件については、明橋大二(2007)「家族の受診しないうつ—親のうつと虐待」でも取り上げられており、「母親の状態は、典型的なうつ病とは異なり、パーソナリティの未熟さの上に、強いストレスがかかったことによる、うつ+解離の状態にあるように見える」「少なくとも、精神科的治療が必要な状態であったことは間違いないと思われる」とのコメントを載せている。

\*

最後に紹介するのは、法医学の立場から執筆された粕田承吾他(2007)「ネグレクトの乳児例」である。事例の概要は、以下のとおり。

男女 2 人が乳児を伴い病院を訪問したが、乳児はすでに死亡しており、当初「約 2 ヶ月前に知人が本児を預けて行方不明になった」「1 日約 80ml のミ

<sup>8</sup> A 事件は、両親が保護責任者遺棄致死罪で逮捕後に殺人罪で起訴され、裁判でも殺人罪で有罪とされたが、B 事件は、保護責任者遺棄致死罪で逮捕された点では A 事件と同じだが、裁判所は弁護人が主張する母の過酷な成育歴などの多くを量刑の理由で取り上げ、執行猶予付きの刑を言い渡している。

ルクを与えていたが 1 週間前頃から飲まなくなった」などと説明した。しかし、通報を受けた警察が女性から事情を聴取したところ、乳児は自分の子であると述べ、約 70 日前に 1 人で自宅出産したこと、多額の借金があって出生届を出せなかったこと、本児は第 2 子であり、第 1 子は前夫が引き取ったこと、などを述べたという。

剖検により、「死因を飢餓による栄養失調」と判断し、出生届が出されていなかったことから月齢の推定を行う必要があり、その結果、「月齢と母親の供述との間にほぼ矛盾がない」ことが示されたという。

考察では、「ネグレクトは、消極的ネグレクトと積極的ネグレクトに分類される」とした上で、「本事例の場合は、母親が過去に出産経験があり、養育に関する知識が全くなかったとは考えにくく、積極的ネグレクトの範疇に属するものと思われる」としている。

### ③ 判例に見る餓死等の事例

#### (ア) 長期ネグレクトの検討

さて、ここからは吉田恒雄他(2010)「虐待の援助法に関する文献研究—児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究第 4 期(2004 年 5 月から 2007 年 6 月まで)」において紹介されたネグレクト死事例についての判例を中心に、参考例としてキャプナ弁護士有志(2004)が紹介した事例等を加えた合計 10 事例 11 人について検討する。事例の概要は、資料 C-3: 表 3-1 に示した。

ところで、冒頭で説明したようにネグレクトにはさまざまなものがあり、ネグレクトによる死亡についても、たとえば川崎(2008)は、「一定期間の長期にわたって食事などを与えず、衰弱死したり栄養失調で死亡したもの」を「ネグレクト(長期)」とし、「保護者の留守中に火災で死亡したり、保護者の外出中に乳児が死亡したもの、車内放置で熱中症により死亡したものなど、短時間の間に子どもが死亡に至った事例」を「ネグレクト(短期)」として 2 つに分類している。これに従

えば、先の市川(1996)が紹介した事例 1、2 は短期ネグレクトに分類されよう。なお、以下で検討する事例にはこうした短期ネグレクトによる死亡事例は含まれていない。いずれも長期ネグレクトに分類されるものであり、以後ここでは、これらの事例を「餓死等の事例」と呼ぶこととする。

とはいえ、「餓死等の事例」にも、おそらくはさまざまなタイプがあることが考えられる。たとえば、2010 年に大阪市西区で発生した 2 幼児放置死事件、すなわち保護者である母親が、3 歳と 1 歳の幼児 2 人を居室に残して長期間外出し、取り残された子どもが餓死するといった事件<sup>9</sup>は、今回の判例に含まれていない。こうしたことから、これら 10 の事例を分析、検討したとしても、「餓死等の事例」のあらゆるタイプが網羅されているわけではないということを、あらかじめお断りしておきたい。

また、事例の中には直接の死因が身体的な暴行によるものが含まれている(事例①-2)。本事例を検討の対象として加えたのは、放置すれば(暴行がなくとも)2~3 ヶ月で衰弱死の可能性があったとされているほどのネグレクト状態が暴行の前にすでにあったことによる。

なお、これら 10 事例 11 人の死亡時期で最も古いのは平成 8 年 1 月(事例①-1)であり、最も新しいのは平成 22 年 3 月(事例⑨)であった。また死亡した子どもで、最も低年齢だったのは生後 3 か月(事例②)、最も高かったのは 11 歳(事例⑥)、最も多かった年齢階層は 1 歳であった(合計 4 人)。

#### (イ) 加害者について

##### i) 実母

10 事例の中で、加害者が 1 人だけと

<sup>9</sup> こうした事例は、大阪市の事件に限らず、例えば 2006 年には、「死んでほしい」と思い、子ども 2 人を 1 ヶ月以上留守宅に放置して交際男性宅に入り浸り、その間に三男(1 歳)が餓死、後に帰宅して遺体を遺棄し、2007 年に母親が逮捕されるといった事件も起こっている。

いうのは、いずれも実母による 2 事例 2 人のみであり(事例⑥⑩)、他の 8 事例 9 人はすべて加害者 2 人であった。その中で実父母が加害者となっているのは 5 事例 6 人(事例①②③④⑨)、他は実母と養父(事例⑤)、実母と戸籍上の父(事例⑦)、実母と同居男性(事例⑧)であり、実母は 10 事例 11 人すべてで加害者となっていた。他の「餓死等の事例」の中には加害者が実母ではなく継母などによるものも見られる<sup>10</sup>が、「餓死等の事例」の特徴として、実母など養育の主体者、中心的に養育を担っている者が深く関与していることが推測されよう。

ところで、実母 1 人が加害者となった 2 事例は、それ以外の 8 事例と様相を異にしていることがうかがわれた。

たとえば、餓死に至る直近の状況を、事例⑥における高裁判決に見ると、「被告人は、(中略)生活費が全く途絶え、食料が少なくなった後も、当初は自分が食べることも被害者に食べさせることを優先し、そのため、次第に自らも衰弱し、生きる気力を減退させるなかで、自己の死を覚悟した結果本件に至った」「被告人自身、飢餓状態に陥った結果、内臓機能及び筋力の低下を来す廃用性症候群に罹患し、車いすで移動しなければならない身体」になっていたというのである。こうした点もふまえ判決は、「本件はいわゆる虐待死とは全く異なる」と結論づけている。また、事例⑩においても、「母親は、最後の給料と交際相手から援助してもらった 2、3 千円で本児のベビーフードを購入して、本児に与えている」「そのように与えていたベビーフードも 27 日には尽きてしまった。母親は 28 日頃からは卵ボーロとお茶のみ、29 日からはお茶のみを本児に与えた」とのことであり、いずれも家計が逼迫し自らの食事にも事欠く中で、現に養育している子どもへ満足な食事を

与えることができず、また他からの援助も得られずに死亡させている。このような困窮状態は他の事例では見られず、裁判の結果も、この 2 事例のみが執行猶予付きの判決となっている。

## ii) 複数の加害者

ところで、残りの 8 事例では、実父、養父、同居人など続柄はさまざまであっても、いずれも実母のパートナーの男性が、実母と 2 人で、子どもが死に至る状況を目前にしながら、衰弱死、餓死等に至るまで放置していた。ではこの両者はなぜ、互いが互いに対して子どもの死を抑止する力になり得なかったのであろうか。以下では、こうした夫婦(父母)の関係について、判決文の該当箇所を要約しながら検討したい<sup>11</sup>。

\*

### 事例①-1 加害者／実父母

「食事をしていた際、本児の食事が遅いことに立腹した父が、『食わん奴には、もう飯を食わすな』と言ったことから<sup>12</sup>、母はそれ以降、わずかに菓

<sup>11</sup> 本報告においては、基本的に判決文をそのまま引用するのではなく、趣旨を損なわないように一部を割愛したり修正している。また要約では「父」や「母」、「本児」などという表現を使用しているが、それらは、原著では「被告人」や「被害児」であったり、イニシャルで表されていたりするものを変更したものである。

<sup>12</sup> このときの会話について、母に対する判決には以下のように記載されている。「同年 10 月末ころの夕食の際、〇〇が食事を取るのが、遅く、食べ方が相変わらず汚いの立腹して、我慢ができなくなり、ずっと腹の中にたまっていた気持ちがついに爆発して、被告人に対し『もう、〇〇に飯を食わすな。』『なんで〇〇にメシ食わすんや。』などと、〇〇に対して食事を取らせる必要などない旨繰り返し申し向けた。これに対し、被告人が少し驚いたようで、『なんで。』と聞き返したのに対し、『〇〇、うっとおしいんや。可愛いんや。』と話した。すると、被告人が『そんなんしたら、〇〇死んでしまうで。』などと答えたので、『お前も、〇〇が死んだらええと思ってるんちゃうか。』『〇〇さえおらんかったらええねん。死んだらええねん。』などと言った。これに対し、被告人は、さらに『そんなことしたら警察に捕まるやん、本当に大丈夫。』と聞くので、『メシ食わさんかった

<sup>10</sup> たとえば、2006 年 10 月に京都府長岡京市で発生した 3 歳男児のネグレクトによる餓死事件で関与していたのは、実父と継母であった。

子類やジュースを与えるだけになり、食事の際も食卓に近寄ろうとする本児を追い払うなどして、正規の食事を与えず」「父母は、本児が餓死した場合にどのような言い訳をするか相談し、母が拒食症で死亡したことにすることを提案、父も同調した」

#### 事例①-2 加害者／実父母

「父母はともども本児の出生を望んでおらず、本児に愛情を感じていなかった」「本児がやせて次第に死亡した姉<sup>13</sup>に似てきたことなどから、父母は、本児を強く疎ましいものと感じるようになり、互いに本児が姉と同様に衰弱死することを願う気持ちを抱くようになった」

#### 事例② 加害者／実父母

母に対する地裁判決は、「父である夫と共に暗黙のうちに意思を相通じて、同時に十分な授乳をせず、本児を低栄養に陥らせながら、これを放置」したと述べているが、母は無罪を主張したため、「被告人と夫の果たした役割については、被告人らが真実を明らかにしないので不明である」とした。

#### 事例③ 加害者／実父母

「母は、風呂場で本児の体を洗ったが、本児が極度にやせ細った姿や、上半身を支えられず、壁にもたれかかる姿を見て、『こんなにやせちゃったよ』『立てんくなかった』などと父に声をかけた。父は、本児の様子を見て、『やせたなあ』と言い、母が『そろそろやばいんじゃない』と言うと、父も、『うん』と答えた。父母は、本児が極度にやせ細り、このまま放置すれば餓死するかもしれないことを十分認識したが、その後も適切な食事を与えることも、医師等による治療を受けさせるこ

ら、二、三か月で自然に死ぬ。殺人事件だといって警察に捕まっても、証拠が残らないから大丈夫や。警察にも捕まらへん。』『お前も、〇〇が死んでくれた方がいいんとちゃう。』『ほんまどうなんや。お前もそう思ってんやろ。』と言うと、被告人も、ついに『そらあ、死んで欲しくないと言うたら嘘やけど。』と言い、最後には、はつきりと『〇〇には死んで欲しい。』ということを出した」

<sup>13</sup> 事例①-1の被害児

ともなかった」

#### 事例④ 加害者／実父母

母は、「父が本児らの面倒を見ないことをなじったところ、逆に父から暴行を受けたことを契機に、いっそう家事や育児への意欲を失い、本児らに十分な食事を与えるなどの必要な保護を怠る」ようになったが、父は、「母が本児らに対し一切食事を与えなくなったことを知っていたなどということは全くなく、また、自らも本児らの保護を怠った事実もその故意もなかったから無罪である」と主張している。なお、「父は、本児らに対して食事を与えたり、医師の診察を受けさせるなどの行動を全く取らなかったばかりか、夜は自動車内で寝て、朝自宅に着替えを取りに帰る生活を送るなどして、自宅にほとんど寄りつかず、本児が死亡して本件が発覚するまでの間、本児らの健康状態の確認すらしなかった」とされている。

#### 事例⑤ 加害者／実母と養父

「養父は、本児が自分と血のつながっていない他人の子であるとして、死んでもやむを得ないなどと考えるようになった」「母も、本児など死んでもやむを得ないと思い、本児の頭部を殴りつけ、洗濯ひもを頸部に巻き付けてぐったりとなるまで強く絞め上げたり、一日中本児に食べ物も飲物も与えなかったりしたが、養父は、その行動を止めようとせず母に同調、2人で激しく本児の頭部を殴打するなどの行為に出た」

#### 事例⑦ 加害者／実母と戸籍上の父

「母は（熱湯を浴びせて熱傷を負わせた）本児が日毎に衰弱し、死が迫っていることを認識したにもかかわらず、虐待の発覚をおそれて病院に連れて行かず、本児が死亡しても構わないとの決意を固めた」「父は、本児が自宅で治療できるような熱傷ではないと認識し、一応救急当番医院を探して母に連れて行くよう指示したものの、母が自分で治療すると言い張ったことや、自ら病院へ連れて行くとやはり本児に対する虐待の事実が発覚すると思ったことから、それ以上強く母に勧め



ず、自分で病院へ連れて行くこともしないまま本児のうめき声が聞こえても放置した」

事例⑧ 加害者／実母と同居男性

「本児を風呂に入れた同居男性が、『大丈夫なの。病院に連れて行かなくていいの。このままじゃ危ないんじゃないの』」などと言ったところ、母は、本児が死んでしまうかもしれないことをはっきりと意識したが、もうそうなくても仕方がないという気持ちから、『本当に面倒はみなくていいから。何も知らなかったことにして』などと言って、病院に連れて行くことを断ったところ、同居男性も、『分かった』と同意した」

事例⑨ 加害者／実父母

「父母は、半ば冗談めかして、被害児を養子に出すか、施設に入れるかなどと話したり、ノートに記載したりもしていた。母は、自宅で育児放棄に関するテレビ番組を見ていた際、父に対し『（自分は）育児放棄をしているよな』と述べたところ、父は、きちんと育児をしているなどと、母をたしなめるところかその肩を持つ発言をしていた」

\*

以上、被害児童が死亡する過程において父母の関わりに触れていると思われる部分を抜粋、要約したが、事例②④は、少なくとも当事者の一人が無罪を主張しており、夫婦の間での具体的な相談や関与のあり方は、必ずしも明らかにならなかった。

それはさておき、事例によって共謀、共犯関係の様相は少しずつ異なっているように思われる。たとえば、事例①においては、父母いずれもが、2人の被害児を餓死させることに積極的に同調しているように感じられるし、事例⑤においては、養父の怒りに母親が同調し、母の行為を養父が承認するなど、夫婦のそれぞれが虐待行為をエスカレートさせていったことが推測される。

他方、事例③⑦⑧⑨を見ると、母が「こんなにやせちゃったよ」と父に声をかけ、父も「やせたなあ」と言いながらそのまま放置した（事例③）、父

が病院に連れて行くよう指示しながらも母の拒否でそのままになった（事例⑦）、同居男性が、「このままじゃ危ないんじゃないの」などと言ったにもかかわらず、母が「面倒みなくていいから」と拒否してずるずると死亡に至った（事例⑧）、母が「（自分は）育児放棄をしているよな」と述べたにもかかわらず、逆に父がそれを否定して対応がなされないまま推移した（事例⑨）など、子どもの死を予感するような危機的状況の中で、それをとどめるチャンスになり得たと思われる場面がなかったわけではない。ところが、これらの事例では、母が不安を感じて話しても父（男性）が否定あるいは放置し、父（男性）が気にして指摘しても母が拒否するなどして、いずれも事態の改善に結びつくことはなかった。

それはなぜか。虐待が発覚することから逮捕されることから逃れたい、同調しないことでパートナーが離反することを恐れる、夫婦の相互依存関係が行動変容を許さない、等々の可能性があり得るだろうが、これらの事例に共通するものがあるのか否か、今後、さらに深く分析、検討することが必要であろう。いずれにせよ仮に保護者が複数存在していても、一方が他方に対してネグレクトを抑止する力になり得ないことが多い点は忘れてはならないだろう。

(ウ) 付随する身体的虐待

ところで、こうした「餓死等の事例」では、身体的虐待、それもかなり重篤なものが伴っている事例が多数あった。判決においてその点が示されていたのは、いずれも加害者複数の事例で、具体的には事例①-1①-2②③⑤⑦⑧⑨であり、10事例中（加害者複数の8事例中）7事例8人である。以下、その内容を簡単に示したい。

\*

事例①-1 1歳8ヶ月女児

母は、生後11ヶ月で排泄の失敗に立腹して本児を右手で放り投げて骨折させる。近隣から「離乳食をちゃんと食べさせている？」等と言われたことに

立腹し、ますます暴力をふるう。1 歳過ぎには、食事が遅いと本児を床に投げ捨てるなどした。父も殴打していた。

事例①-2 1 歳 2 ヶ月女児

父母は、本児へのいらだちから、痲ができるほど叩いたり投げ飛ばしてダンスにぶつけるなどの暴行を行っている。死亡の直接的な原因となったのは、母がこたつの天板に叩きつけた暴力行為。死亡時も多数の皮下出血等があった。

事例② 0 歳 3 ヶ月男児

高裁判決では「陳旧性の肋骨骨折、左大腿骨骨折、脳挫傷が認められたが、受傷から少なくとも 1～2 ヶ月経過」していたとされている。

事例③ 3 歳 0 ヶ月女児

本児 1 歳 7 ヶ月頃「第 2 子が誕生したが、父は、夢中になっていたテレビゲームの邪魔をするなどとして、本児を叩いたりするようになった。また、母も、祖母が気まぐれに本児を預かっては甘やかすため本児のしつけができないという思いから、祖母に対する不満の気持ちを持つとともに、なかなかおむつがとれず、また、言うことを聞かない本児に苛立つ余り、本児を激しく怒鳴ったり叩いたりするようになった」

事例⑤ 2 歳 1 ヶ月女児

本児 2 歳前頃から、「父母は、注意しても聞かない本児を手拳や平手で殴打。粗相をしたことを謝るように注意してもふてくされるとして、激高の余り数日間にわたって頭部や顔面を多数回殴打した上、頭髪をわしづかみにしたり両耳をつかんで強く引き上げるなどの激しい暴行を加え、目も開かなくなるほど顔面を大きく腫れ上がらせるなどした」。なお、直接の死因は、頭部を多数殴打するなどの暴行を加えた後、必要な水分を与えないまま放置しての脱水に伴う循環不全。

事例⑧ 3 歳 5 ヶ月女児

本児の食事を夕食 1 食に減らすなどのネグレクト状態が始まってから、「本児が泣きやまないときなどに、感情的になって本児の腕や足をはさみの持ち手部分やガムテープ、金属製のテ

ィッシュケースで強く殴ったり、本児の顔や頭、体を拳や平手で殴るなどの暴力を振るうようにもなった」という。大腿骨骨折も確認されている。

事例⑨ 5 歳 8 ヶ月男児

母に対する判決によれば、本児の反抗的な態度などから、「しつけの限度を超えて」叩くなどの行為があったとされている。

\*

以上だが、すでに述べたように、多くの事例でかなり激しい身体的虐待が出現していることがわかる。なお事例⑤では、「本児を死亡させるかもしれないが、それもやむを得ないとの考えのもとに、(養父は)母とともに、本児に激しい暴行を加え」、死亡することもあり得るような暴行の後、「言うことを聴かない罰として食べ物や飲物を制限される状態に置かれていた」「養父らから日ごろ加えられる暴行とも相まって、著しく衰弱した状態に」陥ったという。つまり、本事例におけるネグレクトは、身体的虐待の延長上にあり、むしろ「身体的虐待としてのネグレクト<sup>14</sup>」と考えるほうが実態に近いのではないだろうか。

それはさておき、先に紹介した粕田承吾他(2007)は、自身の提出した事例を「積極的ネグレクトの範疇に属するものと思われる」と述べていたが、ここで紹介した「餓死等の事例」は、粕田他(2007)の事例をはるかに凌ぐ積極的な虐待の衝動が存在していたと言えよう。

こうした身体的虐待が、死亡事例にまでは至らないような中軽度のネグレクトにも共通するの否かは(本研究がネグレクト全般についての文献を対象としていないこともあって)不明だが、今後、さらに検討していくべき課題であろう。

(エ) 居住空間の分離

<sup>14</sup> 「子ども虐待対応の手引き」には、身体的虐待の解説に「生命に危険のある暴行」の一つとして、「食事を与えない」が例示されている。

ところで、いくつかの事例で共通する傾向の一つとして、被害児が他の家族から居住空間を分離され、室内の別の場所に隔離されている状態があった。具体的には、事例③④⑦⑧⑨であり、母子家庭の 2 事例を除いて 8 事例中 5 事例でそれが見られた。以下、順次紹介する。

\*

事例③ 4 人家族／父母と本児、弟

本児が死亡する約半年前、母は、「運転免許を取得するため弟を連れて自動車学校に通い始めた際、本児を仕切ネットを設けた社宅の 3 畳間に置き去りにしていた」が、その後、本児が「ダンスの引き出しから衣類を出し散らかしたため、3 畳間に閉じ込め」たものの、「母が本児を 1 人で置いて外出している間、本児が 3 畳間から出て、風呂場で洋服を着たままずぶ濡れになっていたことに立腹」、父母は「本児の足をビニールひもで縛り、3 畳間に閉じ込めた」「さらに、父母は、本児が 3 畳間内の調味料をこぼすなどしたため、両足だけではなく、本児の両手首もビニールひもで縛り、食事時以外はそのまま 3 畳間の床に放置した」。後に 3 畳間から出したが、「再びいたずらを始めたことから、両手首をビニールひもで後ろ手に縛り、両足首も縛り、段ボール箱に入れ、これを 3 畳間に置いた」。この事例では、3 畳間への隔離からさらに進んで、本児の居住空間は段ボール箱へと狭められている。

事例④ 4 人家族／父母と本児、弟

「本児らは、閉め切られた自宅の一室で、汚物等にまみれ、悪臭の漂う劣悪というほかない環境に放置され」ていたが、それに加えて「父は、本児らに対して食事を与えたり、医師の診察を受けさせるなどの行動を全く取らなかったばかりか、夜は自動車内で寝て、朝自宅に着替えを取りに帰る生活を送るなどして、自宅にほとんど寄りつか」なかった。

事例⑦ 7 人家族／父母と本児、姉妹 4 人

(戸籍上の父) の了解を得て本児を自宅に引き取った母は、父が本児を避

けるようになり、負い目を感じていたため父の気に入るようにしようと思ひ、精神的に追い詰められ、本児を居間の押入に閉じこめ、十分な食事を与えなかった。

事例⑧ 3 人家族／母と同居男性、本児

「母は、同居男性に嫌われたくない一心から、本児を同居男性の目に触れないところに離そうと決意し、居室のロフト上に上げて、『今日からここがお部屋よ。降りちゃだめだよ』などと言ひ聞かせるとともに、同居男性には、『本児の面倒はもうみなくていいから』と告げ、本児をロフトから降ろさなくなった」「母は、同居男性が本児を嫌っており、本児の面倒をみていると自分まで嫌われてしまうとの思いから、本児をロフト上に追いやっただけでなく、本児の世話も次第にしなくなっていった」

事例⑨ 4 人家族／父母と本児、妹

「妹出産後、6 畳洋室で遊んでいた本児が妹の腕を踏みつけてしまうことがあったことから、父母は本児をロフトで遊ばせるようになり、その後、次第に本児をロフトに置く時間が長くなっていった」「留守中に本児がマヨネーズやケチャップをまき散らしたため、母は本児を殴打し、父と相談の上、これ以降、留守中は本児をトイレに閉じ込め、帰宅後はロフトの上に居させるようにした」「食事もおにぎりや時にバナナ等と水を与える程度で、与え方も、母在宅中はロフトで、母が外出する際にはトイレに入れておだけとなった」

\*

以上である。事例④では、死亡した児童だけでなく、その兄もネグレクトにより衰弱していたが、判例を見る限り、2 人ともが一室に閉じ込められていたことに加え、父はその住居にもまともに帰宅せず、自動車の中で寝起きしていたというのだから、ネグレクトされた 2 人の児童は、いずれも父母と同一空間で過ごすことを拒絶され、なおかつ父は、本児らのいる自宅にさえ入ろうとしなかった様子が浮かび上が

ってくる。

こうした居住空間の分離がなされる経過は、必ずしも一様ではない。たとえば事例⑧では、ロフトに上げられた被害児が、しばらくは「元気にロフト上を歩き回ったり、1人で歌を歌ったりしていた」とされている。しかし、同居することが本来の姿である家族の中で同一空間にいることを拒否するならば、それは必然的にネグレクトを促進させ、ネグレクトが進行するにしたがい、分離がより強固になるのは避けられなかったと思われる。

なお、こうした隔離は、必然的に被害児を残して他の家族が外出するという行動と結びつく。たとえば、事例③では、母は「運転免許を取得するため弟を連れて自動車学校に通い始めたが、その際、本児を仕切ネットを設けた社宅の3畳間に置き去りにしていた」のであり、「父母は、外出時には、弟のみを連れて行き、友人と買い物に出掛けたり、テレビゲームやバラエティ番組に夢中になり、食べたい物を食べるというごく普通の日常生活を送っていた」という。事例⑨でも、「少なくとも2回は、本児をトイレに閉じ込めたまま父母と妹の3人でテーマパークに遊びに行き、その他にも父母の休日があった際には妹を連れて外出し、車でショッピングセンター等に行っていたが、父母は、そのような際にも、被害児を自宅トイレに閉じ込めて出られないようにしていた」のであった。

また、判決においては居宅での被害児の分離が明示されていなかった事例①-1についても、「食事の際も、食卓に近寄ろうとする本児を追い払うなどして正規の食事を与えず、一家で外出する際も、本児を自宅に残したままにするようになった」といった記載があった。

こうした行為は、ネグレクトであると同時に、激しいきょうだい差別であり、結果として重篤な心理的虐待にも該当するものと言えよう<sup>15</sup>。

さらに事例⑤でも、こうした継続的な分離、隔離は判例に示されていないとはいえ、死亡する前夜、「被害者を裸同然の状態でベランダに放置して寒風にさらし、虐待が発覚してはまずいとして室内に連れ戻す」などの行為があったとされている。ベランダへの放置といった事象は、身体的虐待の事例などでもしばしば見られるが、ネグレクト死における被害児の上記のような扱われ方からしても、ベランダへの放置といった行為は、虐待の中でもかなり危険な兆候だと考えなければならぬのではないだろうか。

いずれにせよ、こうした空間の分離、同居他家族からの隔離という事象については、加害者心理という観点も加味しつつ、さらに深く検討することが求められていると言えよう。

ただし、事例②に関しては、生後3ヶ月での死亡という事情があったからかも知れないが、「夫婦の間では、育児は主として専業主婦の母が分担した。母は、ほとんど外出せず、1日中姉、本児と自宅にいた」とされていた点を付け加えておきたい。

#### (オ) 他のきょうだいへの虐待

これら10事例の中には、被害児に同居のきょうだいがいる者もあった。そこでここからは、同居のきょうだいに対して虐待があったか否かを検討する。ちなみに、きょうだいがいたのは、事例①②③④⑤⑦⑨の7事例8人である。この中で、判例から他のきょうだいへの虐待があったと確認できたのは、事例①②④である。以下に虐待の様相を示す。

\*

まずは、死亡した児童と同時に兄も同様の虐待を受けていた事例④。

そもそも本件は、「兄(当時2歳6ヶ月)と本児の幼児2人の養育を放棄し(いわゆるネグレクト)、その生存に必要な保護をせず、その結果、本児

<sup>15</sup> 子ども虐待対応の手引きには、心理的虐待の例として、「子どもを無視したり、拒

否的な言動を行うこと」「他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする」などが挙げられている。

を衰弱死するに至らせた、という保護責任者遺棄致死及び保護責任者遺棄の事案である」とされているように、同じようなネグレクトを受けながら、たまたま年長の兄は生存することができ、幼い弟が先に死亡したと考えられる事例であろう。背景の一つと思われる事情に、本児らきょうだいの障害がある。すなわち、本児は「発育障害を理由に入院して医師の治療を受けた」とされており、また兄は、満 2 歳を過ぎても一人で食事ができず、全く話せないなど明らかな発育障害があった」とされ、「保健師などが再三家庭訪問や電話をしていた」という。

次に紹介するのは、姉がネグレクトによって死亡した後生まれた妹に対して同様の虐待があった事例①-2である。母は妹に対しても、「当初からミルクを飲ませ、おもつを替える程度の育児しかしようとはせず、離乳食を与えなければならない時期に差しかかっても、手間がかかることを嫌ってこれを与えず」とされていて、乳幼児に対する養育の負担、煩わしさが背景にあると考えられなくもない。

なお、事例①-1 の場合、妹出産後、ストレスから異父兄や本児に対して「しばしば殴打するなどの暴行を加え」との記載があった。

また、事例②は、やはり被害児が死亡した後生まれた弟 2 人のうち、1 人は被害児と同様に生後 3 ヶ月で突然死とされ、その後に生まれた弟が、身体的虐待(火傷)を負わされている(加害者とされた母は虐待を否定しており、動機や背景は不明である)。

他の事例では、判決文に他児への虐待が記載されていなかったが、本来、裁判はあくまでも被害児に対する加害行為を判断することが求められているのであり、記載がなかったからと言って虐待行為がないと断定することはできない。とはいえ、「(エ)居住空間の分離」の項で述べたように、被害児 1 人を残し、父母が他のきょうだいを連れて買い物や遊びに出かけるなどの行為も見られており、きょうだい虐待の被害を受けていないと推定できる

事例もある。

ではどのような場合に、誰が、どのような形で被害を受けやすいのか。事例の読み込み不足もあって十分な考察はできなかったが、この点に関しても、今後の検討課題であると言えよう。

#### ④ ネグレクト死に関するまとめ

- 1 ネグレクト死に関しては、小児科医、弁護士、法医学などの臨床家、実務者などが、それぞれの立場から論じてはいるものの、先行研究、先行論文は意外に少なく、本格的な研究、検討が待たれる状況であると思われる。
- 2 とはいえ、市川(1996)は、児童虐待防止法の制定よりかなり前、突然死に虐待の徴候を発見して啓発的な論文をすでに発表しているし、キャプナ弁護士有志(2004)は、ネグレクト死を起こした加害者弁護の経験から、今後の対策を視座においた提起を行っている。
- 3 本論考では、こうした先行研究だけでは明らかとならないネグレクト死の特徴について、判例をもとに検討することとしたが、その概要は、④以下で述べるとおりである。なお、ネグレクト死といっても多様なものがあり、ここでは、長期にわたるネグレクトによって衰弱し、死亡した「餓死等の事例」を対象に検討した。
- 4 10 事例(死亡した児童 11 人)の加害者には、すべて実母が含まれており、ネグレクト死の場合、養育の主体者、中心的に養育を担っている者が深く関与していることが推測された。
- 5 また、母子家庭以外の事例(8 事例)ではすべて加害者が複数存在しており、実父、養父、同居人など続柄はさまざまであっても、いずれも実母と 2 人で、子どもが死に至る状況を目前にしながら、衰弱死、餓死等に至るまで放置していた。
- 6 他方、母が単独で加害者となった母子家庭の事例(2 事例)は、母自らが困窮する中で子どもへ満足な食

事を与えることができず、自らも衰弱する中で、なすすべもなく子どもを死なせていた。この点で、他の 8 事例とは様相を異にしていた。

- 7 多くの事例で、かなり激しい身体的虐待が出現していた。中には、身体的虐待の延長上にネグレクトがあり、むしろ「身体的虐待としてのネグレクト」と称し得るような事例もあった。
- 8 いくつかの事例では、被害児童が他の家族から居住空間を分離され、居宅内の別の場所に隔離されている状態があった。また、こうしたことと関係して、被害児だけを残して他の家族が外出するという行動も見られた。きょうだいがいる場合は、極端なきょうだい差別として、これらはネグレクトであると同時に、重篤な心理的虐待でもあると考えられる。
- 9 他のきょうだいへの虐待について見ると、きょうだい同時にネグレクトされていた事例、被害児がネグレクトによって死亡した後で生まれた児童が、再びネグレクトされて死亡した事例、身体的な虐待を受けていた事例などがある一方で、きょうだいへの虐待は確認されず、むしろきょうだい差別が際立っているような事例もあった。
- 10 以上見てきたような特徴は、今回取り上げた 10 事例を検討した中で示されたものに過ぎず、ネグレクト死については、こうした結果もふまえながら、今後本格的に検討が加えられ、その防止策が深められなければならない。
- 11 なお、こうした死亡に至るような重篤なネグレクト事例と、在宅で支援している中・軽度のネグレクト事例は全く異なるものなのか、それとも同じネグレクトとして何らかの共通点を持っているのかといった点については、今回検討し得なかったが、ネグレクト家庭への支援を考える上でも、今後の分析、検討が求められていると言えよう。

12 今回は、判例をベースに検討したため、これらの事例に対して関係機関がどのようにかわり、関係機関として援助に際してどのような留意点が必要であるのか、といった点には触れることができなかった。それらの検討も今後の課題であろう。

(川崎二三彦)

#### 4. 「親子心中」について

本論考は、子どもの虹情報研修センターにおける平成 22 年度課題研究として実施した『『親子心中』に関する研究—先行研究の検討（研究代表者：川崎二三彦）』の考察全文を、センターの許可を得て引用し、掲載するものである。

① 「親子心中」に関するわが国の文献は、大正末年頃から昭和の初めにかけてこうした事象が急増し、大きな社会問題として登場した頃から、各界の関心と呼ぶことと併せて登場してきた。その先鞭をつけたのは、おそらく 1927 年に「社会事業第 11 卷第 9 号」に掲載された原胤昭<sup>はらたねあき</sup>「近時の流行親子心中の惨事<sup>さんじ</sup>」ではないかと思われる。

② 戦前において最も有名な著作は、小峰茂之(1937)「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」(小峰研究所紀要邦文第五卷)であろう。本文 146 ページにわたる本格的な論考は、戦前戦後を通じても特筆すべきものであった。

③ 戦後においても、多くの論者が「親子心中」を論じているが、それらの立場はさまざまで、「親子心中」そのものに関心を示したものも多いが、「心中死」全般の中で、「親子心中」に言及しているものや、「子殺し」という観点で

の調査・研究の中に「親子心中」を見いだして論じているものがあった。

④ なお、本研究においては、「児童虐待による死亡事例」としての「親子心中」に焦点をあてて検討することを目的としているが、児童虐待という観点から「親子心中」を分析した論文は、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、施行された 2000 年以降になってようやく登場してきたように思われる。ただし、戦前においては、原 (1927) や小峰 (1937) よりも早く、三田谷啓 (1916) が「児童虐待の原因が予の材料にありて生活困難に因するもの多きは社會上大に注目を要すべきことなり。而して此等の場合にありて虐待者も被虐待者も共に生命を失ふを普通とす」と述べており、「親子心中」を虐待死という観点で捉えている点で注目に値すると言えよう。

⑤ ところで、「親子心中」という呼称が新聞紙上に現れたのは、大正末期頃からだという指摘が多く見られたので、読売新聞を検索したところ、大正 11 年 (1922 年) 7 月まで遡ることができた。とはいえ、この「親子心中」という呼称は、戦前、戦後を通じて多くの論者が問題視している。そのおもな理由を挙げると、第一に、「心中」という言葉が、そもそも複数者のあいだの合意の共同自殺、特に相愛の男女のそれを意味するため、本来の語義からいって矛盾した概念であること、第二に、世間一般の人々にあたかも美名であるかに感じられたり、加害者に対する同情心が滲み出るように思われ、明らかな殺人であるにもかかわらず、それを覆い隠すかに見えること、などが挙げられよう。

そこで「親子心中」は、多くの研究者によって、それぞれが最もふさわしいと考える用語に置き換えられ、論じられてきた。たとえば、「道伴れ心中」「親子同伴死」「兩殺症」「無理心中」「道連れ自殺」「複合殺／親子自・他殺／親子重複自殺」「拡大自殺」などである。ただし、これらの用語のいずれも、「親子心中」という表現に比べてより広い社会的認知を得るには至らず、現在も「親子心中」という表現が流布している。

ちなみに本研究においても、そうした事情を勘案して、「親子心中」と括弧付きでこの表現を用いることとした。

⑥ 「親子心中」は、日本独自のものという説がかなり広く浸透していた。戦前においても、小峰 (1937) が「親子心中は (中略) 一種特別の我國にのみ多くある自殺型である」と述べており、戦後も、磯村 (1959)、藍沢 (1966)、大原他 (1964)、姫岡 (1966)、滝内 (1972)、熊谷他 (1989) らがそうした説を展開している。ただし稲村 (1977) は、こうした主張を否定した。すなわち、「親子心中は、率に差はあるが、広く世界に見られる現象であり、また古代から現代までいずれの時代にもあったと考えられる」「欧米の考え方は自殺か殺人かのどちらかに分けている。(中略) ケースによってかなり微妙な場合でも、あえて無理にあてはめる」「諸外国の統計では、死因分類のなかに殺人か自殺のどちらかに心中が含まれてしまうわけで、(中略) このことが、これまでわが国にしか心中はないといった誤解を生むもとにもなっている」としている。事実、諸外国にも「心中」についてはさまざまな呼称があり、たとえば英語では、double suicide (重複自殺)、

lover's suicide (愛人自殺)、dual suicide (二重自殺)、family suicide (家族自殺)、homicide followed by suicide (自殺の後続する殺人)、homicide-suicide (殺人-自殺)などの用語があり、ドイツ語では、Doppelselbstmord (重複自殺)、Familienmord (家族自殺)、komplizierter Selbstmord (複数自殺)、フランス語では、double suicide (重複自殺)、suicide a deux (二重自殺)、中国でも「双斃」などと呼ばれているという。

⑦ ところで、「親子心中」は戦前、戦後を通じて高い関心を集めてきたにもかかわらず、わが国において、その公式的な統計は現在までほとんど見られない。わずかに、警察庁が、1956年(昭和31年)から1964年(昭和39年)まで、「犯罪統計書」において「集団自殺件数」を計上し、集団自殺を家族・家族以外に分類、家族をさらに夫婦、父と子、母と子、父母と子、その他に分類して数値を示している程度である。

⑧ 公式統計がないことと裏腹の関係があるのか、「親子心中」の定義についても必ずしも明確であるとは言いがたい。稲村(1977)は、その態様について、「親子心中ではふつう親が子供をまず殺害し、つづいて親が自殺をする。親子同時の自殺は、たとえば共に自動車で崖から突進するとか、手をとって高所から飛び降りるとか、抱きあつての入水や轢圧などの手段によるが、数としてはむしろ少ない。親が子を殺害してから自殺しようとする場合には、親だけが生き残ることが多く、そこに子殺し犯罪が成立する。親が生き残るのは、単に行為途中で発見されるだけでなく、子の殺害によって虚脱状態に陥るなど、自殺の頓挫をきたしやすい

ためである」と述べている。では、「子の殺害によって虚脱状態に陥り、呆然として自らは自殺を決行せず逮捕されたような事例は、「親子心中」と考えられるのか否か。こうした観点で定義を明確化したもの、あるいは明確化を試みた論文は、検索した限りでは見つけることができなかった。

⑨ 公式統計がないこと、そもそも「親子心中」の具体的な定義が必ずしも明確ではないことなどから、各研究者が行った調査は、その多くが新聞報道に頼ることとなっている。なお、新聞報道による調査は、戦前の三田谷、原、小峰なども採用している方法であるが、その特性から必然的に全ケースを網羅した調査とはなり得ず、実際上も、調査者によって件数などにかかなりの開きがあった。

⑩ また、調査の範囲や対象も研究者の関心の向け方によってまちまちであった。児童虐待の一つの形、すなわち18歳未満の児童に対する保護者の加害行為としての「親子心中」に焦点を当てたものはまだ少なく、成人親子心中を対象に加えているものもあれば、15歳未満を対象にしたものなどがあった。あるいは家族内の心中だけでなく広く男女間の心中なども含めて検討しているもの、さらには、嬰兒殺など種々の子ども殺害の中の一つの形態として「親子心中」を扱っているものもあった。こうした事情から、それぞれの論文のデータを比較検討することは極めて困難であった。

⑪ したがって、児童虐待としての「親子心中」について、より正確な分析と検討を行い、その防止策を考えるためには、子どもの死亡すべてを分析、検証するチャイルド・デス・レビューを



行い、その中で「親子心中」事例をすべて抽出して検討することが求められているといえよう。

⑫ それはさておき、以上を踏まえつつ諸文献を俯瞰すると、各論文に共通して示される傾向もいくつかあったので、それらを以下に示す。

(1) 調査方法や期間が異なっても、ほぼすべての論文において「母子心中」が最も多く、8割を超えているとする論文も複数あった。これは戦前、戦後を通じても変わらぬ傾向である。なお、残る「父子心中」や「一家心中」のいずれが多いのかは、必ずしも明確にならなかった。

(2) 加害者の年齢を見ると、男(父親)は、女(母親)に比べて年齢が少し高くなっている。これも戦前、戦後を通じてほぼ共通する傾向であった。また被害者についてみると、全体として乳幼児が多く、年齢が高くなるに従い漸減する。ただし、児童期を通じて(さらには子どもが成人期に達した後も含めて)どの年齢層にも現れることが示された。

(3) 非血縁の関係の親子による心中事例は稀であった。この点についても、戦前、戦後とも同様の傾向が示されていた。

⑬ 「親子心中」の手段・方法は、時代によって変化し、社会的環境との関連が強いと、多くの論者が指摘している。たとえば飯塚(1982)は、「戦後の資料では、概して手段の多様化が目立つ」「戦前少なかった『ガス』が急激に増え」「モータリゼーションを反映して、車の排気ガスによるもの」が出現し、「かつて多かった『投身』は、入水・高所からの飛降を含めて」割合を減じ、「轢死も減少している」と述べている。

⑭ 「親子心中」の原因・動機についても、時代とともに変化していると考えられる。ただし、高橋他(1977)は「動機は自殺の場合と同様に、多くの場合、母親の周囲の人間一夫・老親・友人にどう映っていたかが記録されているのであり、分析困難なものが多い」と述べ、佐藤(1979)も、「親子心中の原因は複雑で、不明の場合もある。さらに、自殺は1原因によって起こる場合よりも2~3の原因が重複している場合が多い」と述べるなど、明確な原因・動機を確定するのは難しく、加えて、新聞報道による分析などでは、内容の信頼性にも限界があると思われる。それらをふまえながらも、以下にいくつかの特徴を挙げてみたい。

(1) 戦前においては、貧困を背景にしたものが多いとされており、小峰(1937)は次のように述べている。「大正の末年は歐洲大戰後世界的に襲來した經濟界不況の影響を受けて漸次に醸成せられた失業状態が愈々深刻の度を加へた時で」「斯かる状態の下に生活難は必然に招來され、之が悲惨なる親子心中を誘發激増せしめたる一因をなすものと推測される」。戦前の論者がすべて貧困を主たる要因として考えていたわけではないが、たとえば高橋他(1977)は、明治・大正と昭和初期の「親子心中」を「生活難を中心とした『貧困自・他殺』」と表現している。

(2) とはいえ、小峰(1937)は、戦前における「親子心中」の原因を、単純に貧困とのみ考えていたわけではない。小峰(1937)の調査によれば、明治大正年間における母の心中原因の第一は病苦であり、昭和年間にお

いても、家庭不和、生活難に次ぐ大きな原因となっているからである。そこで小峰（1937）は、病苦をさらに分析し、次のように述べる。「明治大正昭和年間の病名別の統計を見ると、驚く可き事は殆ど全部と云ひたい程に、精神異常が第一位を占め、次が『ヒステリー』で他の身體的の疾病は非常にすくないのである」「神経及び精神の生理的異常ならびに病的現象が親子心中に多大なる関係を有する事は以上の統計で明か」であると。

「親子心中」、特に「母子心中」の原因として精神的な問題が背景にあるという点は、戦後の心中事例においてもしばしば指摘されているところであり、注目すべきであろう（後述）。

(3) さて、戦後の「親子心中」の原因を経年的にみていくと、戦前とはまた違った様相がうかがえる。それをごく大まかに言えば、1949年（昭和24年）を調査対象とした永田（1950）が、「云うまでもなく戦後は生活苦が激増している」と述べているように、戦後直後は、戦前と同様もしくはより先鋭に貧困問題が原因となっていたとも考えられるが、その約20年後を対象期間とした滝内（1972）は、「戦前第1位であった生活苦が家庭不和と順位を入れかえるのが、戦後の一傾向とみなされているが、（中略）その傾向はしだいに顕著になっているようである」と、その変化を述べる。それからさらに約10年を経た時代を調査した飯塚（1982）は、「病苦が最も多い」としつつ、「『出産・育児にともなう身体的・精神的異状』を原因としたもの」

が目立つことを指摘し、「経済的理由によるものは、かつての極貧に代って、ギャンブル・過重のローン・サラ金などが目立つ」としている。家族の変化、社会環境の変化が、そのまま「親子心中」の背景要因を変化させていることがうかがわれよう。

(4) ところで、「親子心中」の原因・動機については、諸論文を読む限り「母子心中」と「父子心中」「一家心中」で相違していると思われる。そこでまず、「母子心中」もしくは加害者母の場合についてみると、「母親の病気—精神障害・育児ノイローゼなどを含む—が主たる原因・動機と報じられ」（栗栖,1974）ているとか、「ノイローゼ（広義の精神疾患）（34.2%）が最多で、精神病（既往に診断されていたもの）（8.4%）、夫の不貞（三角関係）、家庭不和（夫婦関係）（ともに8.0%）、経済問題（6.0%）、その他（5.5%）、病気（4.0%）となる」とのことであり（越永他、1975）、あるいは「母の動機は相対的に経済的な問題は少なく、育児不安が多いことが、父の動機との顕著な相違であった」（阿部,2010）などとされ、精神疾患、精神不安定を理由とするものが多いことが指摘されている。こうした点は、戦前における事例について小峰（1937）が述べた「殆ど全部と云ひたい程に、精神異常が第一位を占め」という病苦の分析を彷彿とさせる。

(5) ついで、「父子心中」「一家心中」について。論文の中には「一般に父子心中は一家心中の形をとることが多く」（熊谷他,1989）と述べているものもあったが、ここでは主として加害者父を念頭において、そこ

にどのような背景があるのかをみてみたい。父の場合も、複数の要因が働いて「心中」に至るとする論文がみられるが、いくつか紹介すると、「父子心中は、(一)生活難、(二)家庭不和、(三)病気の三つが主な要因となっている」「(父子心中の理由とされた)家庭不和では、ほとんど全部の場合、夫婦の不仲であって、自分の非行(大酒・賭好きその他)のため、妻が家出していることが多い」「一家心中では、経済的な行詰まりが、大部分の場合にみられる。事業の失敗・不振、借金、税金苦、家の明渡し、失業など、それ自体生活難を表わすもののほか、生活苦が家族の病気、家庭不和と結合したとき、生きていこうという勇気がくじけるようである」(姫岡,1966)。「一家心中・父子心中では生活苦がもっとも主要な原因・動機として報じられている。父子心中ではさらに、父親の病気、母親の死亡、離婚などにより子供の養育および家族成員の生活機能の挫折・崩壊が動機となっている」(栗栖,1974)。このように、生活苦、経済的破綻が主要な原因としてあげられること、次に家庭不和などの内容は、「妻の家出」など夫婦問題があることが指摘されていた。

(6)なお、本文では十分に論じることができなかったが、上記のような父母それぞれの背景に加えて、子ども側の要因として、子どもの障害などが見られることがいくつかの論文で取り上げられていたことを付け加えておきたい。「親子心中」は、既述したように、単独の理由で生起するのではなく、複数の要因が絡み合っ

て事例を検討する際には、多角的な検討が必要と考えられる。

⑮以上、先行研究の分析を通じて明らかとなった特徴を述べてきたが、「親子心中」に関しては、まだ十分解明されていないことも多く、さらなる検討、研究が必要ではないかと考えられる。今後の課題としては、今日における「親子心中」の実態を把握するとともに、「母子心中」や「父子心中」、さらには「一家心中」などの類型別に、個々の事例のより詳細で深い分析、検証を行うことが必要であろう。それが、今後の防止策を探ることにつながると思われる。

(川崎二三彦)

## 5. “虐待死”に関するアメリカと UK の文献について

### I. 目的

英国の児童虐待死研究を概説した『子どもが虐待で死ぬとき：虐待死亡事例の分析 (Reder & Duncan, 1999)』の冒頭、著者らは児童虐待死研究の動向について「初期は臨床医による事例研究が多かったが、近年ではレビューチームや政府への報告の流れについての研究が多い」と述べ、それら先行研究を、疫学的研究、事例の登録および、事例調査に分類してその傾向などを紹介している。2005 年以降、同様の翻訳は出版されていない。ここではアメリカと連合王国(UK)の過去 5 年間の“虐待死”に関連する研究動向をとらえることを目的とする。

### II. 方法

アクセス制限がなく身近な検索ツールである Google Scholar を用い、2007-2011 年の文献を検索した。検索結果は掲載された日時に基づいていると Google は説明している。検索日は 2012 年 1 月 16 日、検索句は“Fatal Child Abuse”とし、要約部より内容を把握して整理する。検索結果は、以下の手順により除外、分類することとする：

1. まず書籍、ブックレビュー、書籍の特定章を含む「本」を選出、
2. 残りより、アメリカと UK 以外のデータを用いていると特定できた文献及び、英語以外で書かれている文献「外国」を除外、
3. 残りより、“子どもの福祉”がテーマに含まれていない「低関連」を除外、
4. 残りより、“虐待死”への注目が無い「中関連」を除外、

5. 最後に残ったものを、「医学」「統計」「調査」「レビュー」「システムに関する論説」の 5 つに分類した。

ここでは、虐待死に関連する「医学」「統計」「調査」「レビュー」「システムに関する論説」に分類された文献について、検索された結果とその概要を整理する。

### III. 結果

#### i) はじめに

文献の大部分は出版年と一致していたが、ずれているものもあった。また、同一文献が 2 回以上検索されることもあった。

「医学」「統計」「調査」「レビュー」「システムに関する論説」に分類された全文献は【資料 C-5：結果文献一覧 (5 分類のみ)】、選出された書籍は【資料 C-5：結果書籍一覧】、除外した文献数は【資料 C-5：表 5-1：結果文献数 (全容)】を参照のこと。なお、引用は【資料 C-5：結果文献一覧】の文献番号を適用している。

#### ii) 全体の検索数

文献数は 2007 年に 14 件、2011 年に 28 件と、5 年間で倍になっている。分類ごとに見ると、統計及び調査・実験研究の数は増加、医学文献の数はほぼ一定数、レビューとシステムに関する論文の数にはばらつきがあった。

#### 検索結果 (5 分類のみ)

	計	統計	医学
2011	28 (29)	9 (10)	4
2010	22	6	4
2009	19 (21)	2	5